

障害基礎年金の支給要件の原則（法第30条等）



【障害基礎年金の支給要件の原則】

障害基礎年金は、被保険者等が障害となって、日常生活に支障をきたしたり、あるいは、日常生活に著しい制限が加えられたりして、稼得能力が低下した場合に、その生活の安定がそこなわれるのを防止することを目的とする給付です。

障害基礎年金の支給要件には、「初診日要件」、「保険料納付要件」および「障害認定日要件」の3つがあることをダイジェスト講義で説明しました。

障害基礎年金には、この支給要件の違いに応じて、法第30条に規定する「障害認定日による障害基礎年金」、法第30条の2に規定する「事後重症による障害基礎年金」、法第30条の3に規定する「はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金」および法第30条の4に規定する「20歳前傷病による障害基礎年金」の4つがあります。

したがって、障害基礎年金を理解するためには、支給要件の違いをしっかりと把握することが重要となります。

そこで、障害基礎年金の学習をする上で最も原則的な規定とされている法第30条の障害認定日による障害基礎年金について、3つの支給要件を中心に確認してみましょう。

障害基礎年金の初診日要件①（法第30条）

条文（一部抜粋）

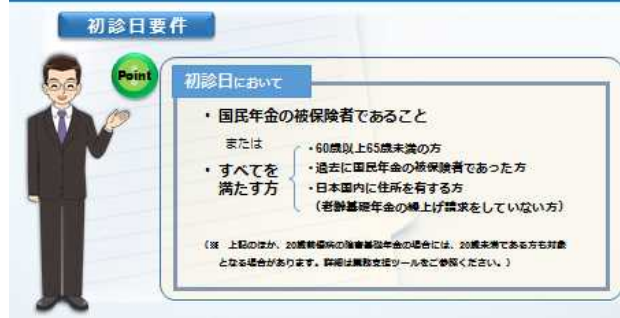
第30条 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する傷病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

- ① 被保険者であること。
- ② 被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

【障害基礎年金の初診日要件】

最初に「初診日要件」については、どのように規定されているか見てみましょう。法第30条第1項では、初診日において『被保険者であること』または『被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること』のいずれかに該当する者と規定されています。

障害基礎年金の初診日要件②（法第30条）



初診日要件の1つ目は、初診日において国民年金の被保険者であることです。

初診日要件の2つ目は、初診日において60歳以上65歳未満であること、過去に国民年金の被保険者であったことおよび日本国内に住所を有していることなどのすべてを満たすことです。

これらのいずれかを満たした場合に、初診日要件を満たすことになります。

障害基礎年金の障害認定日要件①（法第30条）

条文

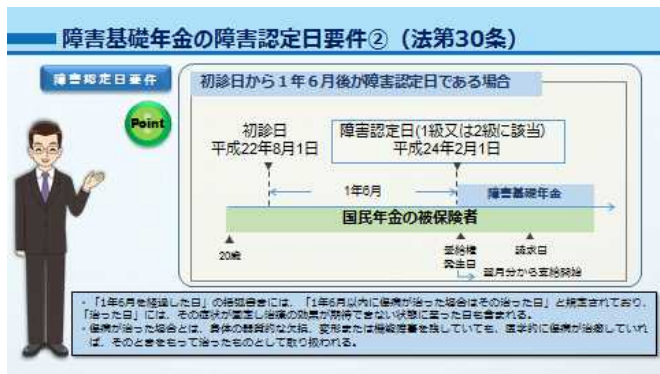
第30条 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する傷病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

- ① 被保険者であること。
- ② 被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

【障害基礎年金の障害認定日要件】

次に、「障害認定日要件」については、どのように規定されているか見てみましょう。法第30条第1項では、「当該初診日から起算して1年6月を経過した日において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する」と規定されています。



例えば、初診日が平成22年8月1日の場合、初診日から起算して1年6月を経過した日は、平成24年2月1日となります。この1年6月を経過した日を障害認定日といいます。

このほか、「1年6月を経過した日」の括弧書きには、「1年6月以内に傷病が治った場合はその治った日」と規定されており、「治った日」には、その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日も含まれます。

傷病が治った場合とは、身体の器質的な欠損、変形または機能障害を残していても、医学的に傷病が治癒していれば、そのときをもって治ったものとして取り扱われます。

この治った日または症状固定日についても障害認定日となりますが、具体的な事例については、業務支援ツールなどを確認してください。

障害基礎年金の障害認定日要件③（法第30条）

条文

第30条 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合には、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

- ① 被保険者であること。
- ② 被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

ここで「傷病」とは、疾病または負傷およびこれらに起因する疾病を総称したものをいいます。

「起因する疾病」とは、前の疾病または負傷がなかったならば後の疾病が起らなかったであろうというように、前の疾病または負傷との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれません。

また、障害等級について、法第30条第2項では、

『障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める』とされており、障害の程度を認定する場合の基準となるものは、国民年金法施行令別表に規定されています。

国民年金法施行令別表 1級（令別表：第4条の6関係）

1級	障害の状態
1	言語の能力が殆ど、0.4以下のもの
2	聴覚の能力が1.0以下0.5以上のもの
3	視上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	視下肢のすべての機能を失くすもの
5	視上肢のすべての機能に著しい障害を有するもの
6	視下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	視下肢を恒常的に失くすもの
8	身体各部に著しい障害を有するもの又は、身体各部に著しい障害を有するもの又は、身体各部に著しい障害を有するもの
9	精神の障害に著しいもの又は、精神の障害に著しいもの又は、精神の障害に著しいもの
10	精神の障害に著しいもの又は、精神の障害に著しいもの又は、精神の障害に著しいもの
11	精神の障害に著しいもの又は、精神の障害に著しいもの又は、精神の障害に著しいもの

【国民年金法施行令別表 1級】

1級は、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないものまたは行っていないものです。すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものです。

国民年金法施行令別表 2級（令別表：第4条の6関係）

2級	障害の状態
1	言語の能力が殆ど、0.5以上のもの
2	聴覚の能力が1.5以上のもの
3	視上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	視下肢の機能を失くすもの
5	視上肢の機能を失くすもの
6	視下肢の機能を失くすもの
7	視上肢の機能を失くすもの
8	視下肢の機能を失くすもの
9	視上肢の機能を失くすもの
10	視下肢の機能を失くすもの
11	視上肢の機能を失くすもの
12	視下肢の機能を失くすもの
13	視上肢の機能を失くすもの
14	視下肢の機能を失くすもの
15	視上肢の機能を失くすもの
16	視下肢の機能を失くすもの
17	視上肢の機能を失くすもの

【国民年金法施行令別表 2級】

次に、2級は、例えば、家庭内での軽食作り、下着程度の洗濯等といった極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないものまたは行っていないものです。すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものです。

国民年金法施行令別表の内容については、業務支援ツール（障害基礎年金：お手続きガイド）に取り込まれておりますので、確認してください。

障害基礎年金の保険料納付要件①（法第30条）

条文（一部抜粋）

第30条（第1項前文省略）

～ただし、当該障害に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。（第2項省略）

「初診日の前日」で保険料納付要件を判定する理由は、障害の原因となる事故が発生してから保険料を納付することにより、事故発生後に保険料納付要件を満たすことが可能である場合、保険原理に反する行為を容認することに繋がるため。

初診日の前日に納期限が経過している保険料は前々月までの期間の分であることから、保険料納付要件の判定は、「初診日の属する月の前々月までの期間」について行います。

【障害基礎年金の保険料納付要件】

続いて、支給要件の3つ目、「保険料納付要件」を見てみましょう。

法第30条第1項の但し書きでは、『当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない』と規定されています。

障害基礎年金の支給を受けるためには、原則として、「初診日の前日」に、その初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が、その被保険者期間の3分の2以上であること」が必要となります。

なお、障害の原因となる事故が発生してから保険料を納付することにより、事故発生後に保険料納付要件を満たすことが可能である場合、保険原理に反する行為を容認することに繋がります。このため、「初診日の前日」に保険料納付要件を判定することとしています。

また、国民年金保険料の納期限は翌月末日であることから、初診日の前日に納期限が経過している保険料は前々月までの期間の分となります。したがって、保険料納付要件の判定に際しては、「初診日の属する月の前々月までの期間」について行うこととしています。

障害基礎年金の保険料納付要件②（法第30条）

具体例



したがって、24月の3分の2は16月ですから、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が16月以上あれば、保険料納付要件を満たすことになる。

では、具体的に見てみましょう。

例えば、平成24年1月に20歳に達した者が、平成26年2月に初診日のある傷病により障害の状態となった場合、保険料を納付すべき期間、すなわち、分母は平成24年1月から平成25年12月までの24月となります。したがって、24月の3分の2は16月ですから、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が16月以上あれば、保険料納付要件を満たすことになります。

なお、障害基礎年金の保険料納付要件を判定する上で、被用者年金制度の加入期間のうち「昭和36年4月1日以前の期間」および「20歳未満ならびに60歳以後の期間」は、保険料納付済期間とみなされます。

障害基礎年金の保険料納付要件③（昭和60年改正法附則第20条第1項）

条文（一部抜粋）

第20条 初診日が平成38年4月1日以前にある傷病による障害について〔国民年金法〕第30条第1項ただし書（同法第30条の2第2項、同法第30条の3第2項、同法第34条第5項及び同法第36条第3項において適用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、同法第30条第1項ただし書中「3分の2に満たないとき」とあるのは、「3分の2に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうち当該初診日において被保険者でなかった者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの1年間）のうち保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く。」とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において65歳以上であるときは、この限りでない。



先ほど、保険料納付要件の原則について説明をしました。保険料納付要件には経過措置が設けられています。この経過措置は、平成38年4月1日以前に初診日がある傷病に限られ、また、初診日に65歳以上の者に対しては、適用されません。

昭和60年改正法附則第20条第1項では、法第30条第1項の但し書き中「3分の2に満たないとき」から、「初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間および保険料免除期間以外の被保険者期間がないとき」を除く旨の読み替えが規定されています。



「保険料納付済期間および保険料免除期間以外の被保険者期間」とは「保険料の未納期間」と解されることから、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料の未納期間がなければ、保険料納付要件を満たすことになります。

では、具体的に見てみましょう。例えば、平成27年9月に初診日のある傷病により障害の状態となった場合、平成26年8月から平成27年7月までの間に保険料の未納期間がなければ、保険料納付要件を満たすことになります。

なお、初診日に被保険者でなかった者についても、同附則（昭和60年改正法附則第20条第1項）において同様の読み替えが規定されていることから、初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間にかかる月までの1年間のうちに保険料の未納期間がなければ、保険料納付要件を満たすことになります。

次に、平成27年6月に60歳に達した者を例にして、具体的に見てみましょう。平成27年9月に初診日のある傷病により障害の状態となった場合、直近の被保険者期間にかかる月は平成27年5月であることから、平成26年6月から平成27年5月までの間に保険料の未納期間がなければ、保険料納付要件を満たすことになります。



【障害基礎年金の受給権発生日と支給期間】

障害認定日による障害基礎年金については、障害認定日が受給権発生日となります。したがって、法第18条第1項の規定に基づき、障害認定日の属する月の翌月から、支給が開始され、受給権者が死亡した日、または障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日の属する月まで支給されます。

障害基礎年金の支給要件のまとめ（法第30条）

初診日要件	「初診日に被保険者であること」または「被保険者であった者が、初診日に日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること」のいずれかに該当
保険料納付要件	「初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上であること」 平成38年4月1日前に初診日がある場合、「初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料未納期間（保険料納付済期間と保険料免除期間以外の被保険者期間）がないこと」
障害認定日要件	「障害認定日に、国民年金法施行令で定める障害等級の1級又は2級に該当する程度の障害の状態にあること」

【障害基礎年金の支給要件のまとめ】

障害認定日による障害基礎年金の3つの支給要件を整理してみましょう。

1つ目は、「初診日要件」です。初診日要件は、「初診日に被保険者であること」または「被保険者であった者が、初診日に日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること」のいずれかに該当していることです。

2つ目は、保険料納付要件です。保険料納付要件は、「初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上であること」です。ただし、平成38年4月1日前に初診日がある傷病により障害の状態となった場合には、「初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料未納期間がないこと」です。

3つ目は、障害認定日要件です。障害認定日要件は、「障害認定日に、国民年金法施行令で定める障害等級の1級または2級に該当する程度の障害の状態にあること」です。

これら3つの要件すべてを満たした場合は、障害認定日による障害基礎年金の支給を受けることができます。

確認問題

問題1 障害認定日による障害基礎年金の受給権発生日として、正しいものを次の中から選びなさい。
ア…初診日 イ…障害認定日 ウ…請求をした日の翌日

解答

（法第30条第1項）

障害認定日による障害基礎年金の受給権は、障害認定日に発生します。

問題2 初診日が平成38年4月1日前で、その初診日において65歳未満の被保険者については、その初診日の前日においてその初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ、障害基礎年金にかかる保険料納付要件を満たすものとされる。

解答

（法第30条第1項、昭和60年改正法附則第20条第1項）

問題1です。

障害認定日による障害基礎年金の受給権発生日として、正しいものを次の中から選びなさい。

ア…初診日 イ…障害認定日

ウ…請求をした日の翌日

正解はイです。

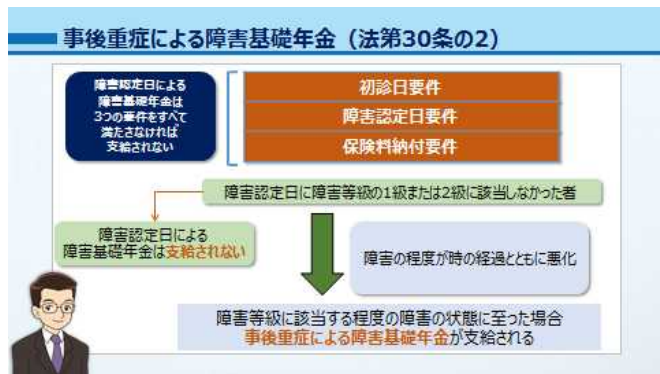
障害認定日による障害基礎年金の受給権は、障害認定日に発生します。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題2です。

初診日が平成38年4月1日前で、その初診日において65歳未満の被保険者については、その初診日の前日においてその初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ、障害基礎年金にかかる保険料納付要件を満たすものとされる。

正解はマルです。



【事後重症による障害基礎年金】

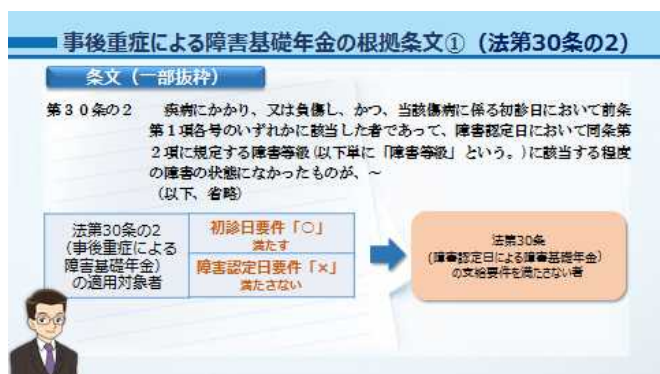
次は、事後重症による障害基礎年金です。

初診日要件、障害認定日要件及び保険料納付要件の3つの要件を全て満たさなければ、法第30条の規定に基づく障害認定日による障害基礎年金は支給されません。

したがって、ひとつの傷病にかかる障害認定日において障害等級の1級または2級に該当しなかった者、すなわち障害認定日要件を満たさなかった者には、障害認定日による障害基礎年金は支給されません。

しかし、その傷病による障害の程度が時の経過とともに悪化し、障害等級に該当する程度の障害の状態になる場合があります。これを事後重症と呼びます。

ここでは、障害認定日要件を満たさなかった者に支給される「事後重症による障害基礎年金」を見ていきましょう。



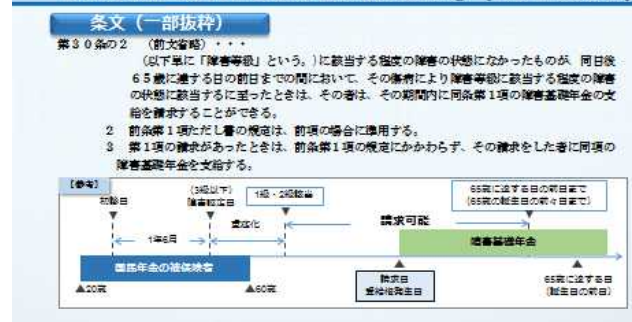
【事後重症による障害基礎年金の根拠条文】

事後重症による障害基礎年金の支給要件は、法第30条の2に規定されています。ここでは、法第30条との違いを意識しながら条文を読んでみましょう。

最初に、法第30条の2第1項の主語は『疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る初診日に

において前条第1項各号のいずれかに該当した者であつて、障害認定日において同条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になかったもの』であり、本条の適用対象者は「初診日要件は満たすものの、障害認定日要件は満たさない者」であることがわかります。

事後重症による障害基礎年金の根拠条文②（法第30条の2）



次に『同日後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき』とされていることから、支給要件は「障害認定日後、65歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったとき」であることがわかります。

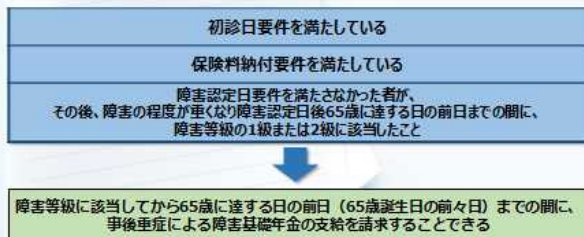
法第30条の2第1項の述語は『その者は、その期間内に同条第1項の障害基礎年金の支給を請求することができる』であり、支給要件を満たした適用対象者は、65歳に達する日の前日までの間に、障害基礎年金の支給を請求することができます。法第30条の2第3項に『第1項の請求があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する』とされており、請求により初めて受給権が発生することになります。

一方、法第30条第1項では単に「支給する」と規定されており、請求は支給要件となっていないこととの違いに注意しましょう。

最後に、法第30条の2第2項には『前条第1項ただし書の規定は、前項の場合に準用する』とされていることから、事後重症による障害基礎年金でも保険料納付要件は支給要件となることがわかります。

事後重症による障害基礎年金のまとめ①（法第30条の2）

支給要件



【事後重症による障害基礎年金（まとめ）】

では、事後重症による障害基礎年金の支給要件をまとめてみましょう。

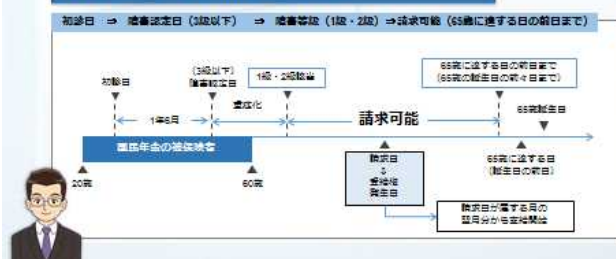
支給要件の 1 つ目は、ある傷病につき、初診日要件および保険料納付要件を満たしたものの、障害認定日要件を満たさなかった者であることです。

支給要件の 2 つ目は、その後、その傷病による障害の程度が重くなり、障害認定日後 65 歳に達する日の前日までの間に、障害等級の 1 級または 2 級に該当する程度の障害の状態となったことです。

この 2 つの要件を満たす場合は、障害等級に該当してから 65 歳に達する日の前日までの間に、事後重症による障害基礎年金の支給を請求することができます。

事後重症による障害基礎年金のまとめ②（法第30条の2）

- 請求書の受付日(65歳の誕生日の前々日まで)が受給権発生日
- 請求日が属する月の翌月分から支給開始



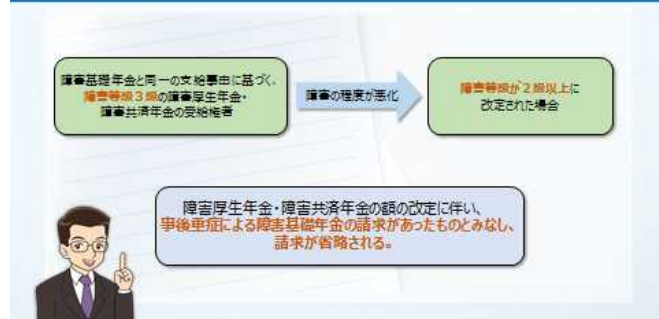
また、事後重症による障害基礎年金は、請求をした日に受給権が発生します。ただし、事後重症による障害基礎年金を請求できるのは、65 歳に達する日の前日までとなります。

このことから、事後重症による障害基礎年金における障害の程度の認定時期については、障害認定日ではなく請求日（65 歳に達する日の前日までに請求されたものに限り）とされています。

事後重症による障害基礎年金は、請求により初めて受給権が発生することから、請求があった日の属

する月の翌月分から支給が開始されます。したがって、請求が遅れると支給されない期間が発生するため、注意が必要です。

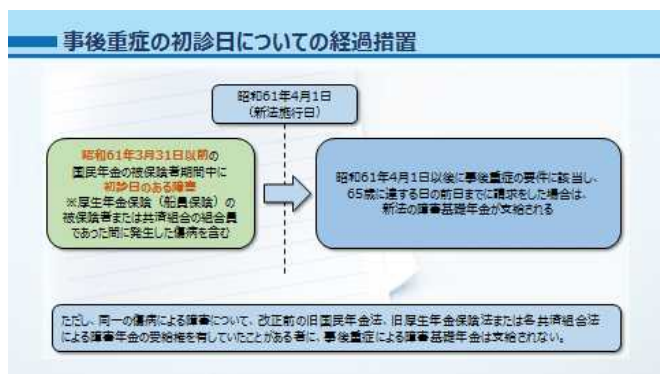
障害厚生年金等の受給権者の事後重症の特例（請求の省略）



【障害厚生年金等の受給権者の事後重症の特例】

法第 30 条の 2 第 4 項の規定を見てみましょう。

障害基礎年金と同一の支給事由に基づく、障害等級 3 級の障害厚生年金または障害共済年金の受給権者の障害の程度が重くなり、障害等級が 2 級以上に改定された場合には、その者は、そのとき初めて障害等級の 1 級または 2 級に該当することとなるため、事後重症による障害基礎年金の対象となります。事後重症による障害基礎年金は、請求することにより受給権が発生しますが、このような場合は、請求をしなくても障害厚生年金または障害共済年金の額の改定に伴い、事後重症による障害基礎年金の請求があったものとみなされます。



【事後重症の初診日についての経過措置】

事後重症による障害基礎年金の最後は、経過措置です。

昭和61年3月31日以前の国民年金の被保険者期間中に初診日のある障害についても、新法が施行された昭和61年4月1日以後に事後重症の要件に該当し、65歳に達する日の前日までに請求をした場合は、新法の障害基礎年金が支給されます。この場合の障害には、昭和61年3月31日以前の厚生年金保険（船員保険）の被保険者または共済組合の組合員であった間に発生した傷病によるものを含みます。

ただし、同一の傷病による障害について、改正前の旧国民年金法、旧厚生年金保険法または各共済組合法による障害年金の受給権を有していたことがある者については、事後重症による障害基礎年金は支給されません。

確認問題

問題 1 事後重症による障害基礎年金の保険料納付要件は、障害等級に該当する程度の障害の状態となった日の前日において、その前々月までに一定以上の保険料納付済期間等が必要とされる。

解答 ✖ （法30条の2第2項）

事後重症による障害基礎年金についても、「初診日の前日」において、その前々月までに一定以上の保険料納付済期間等が必要とされます。

問題 2 事後重症による障害基礎年金の受給権は、障害認定日後65歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態となったときに発生する。

解答 ✖ （法30条の2第1項）

事後重症による障害基礎年金は、文相を「請求」することで受給権が発生します。したがって、障害等級に該当したことのみをもって受給権が発生することはありません。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題 1

事後重症による障害基礎年金の保険料納付要件は、障害等級に該当する程度の障害の状態となった日の前日において、その前々月までに一定以上の保険料納付済期間等が必要とされる。

正解はバツです。

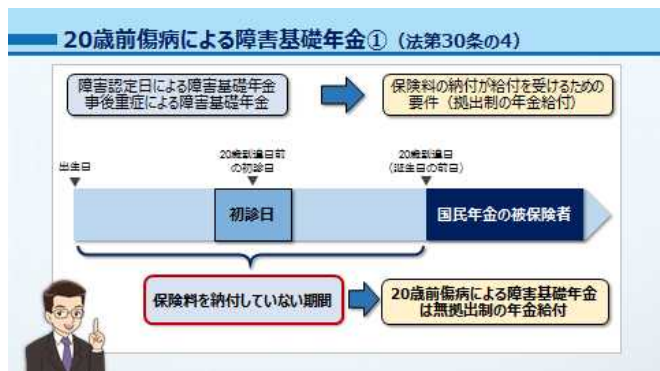
事後重症による障害基礎年金についても、「初診日の前日」において、その前々月までに一定以上の保険料納付済期間等が必要とされます。

問題 2

事後重症による障害基礎年金の受給権は、障害認定日後65歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態となったときに発生する。

正解はバツです。

事後重症による障害基礎年金は、支給を「請求」することで受給権が発生します。したがって、障害等級に該当したことのみをもって受給権が発生することはありません。



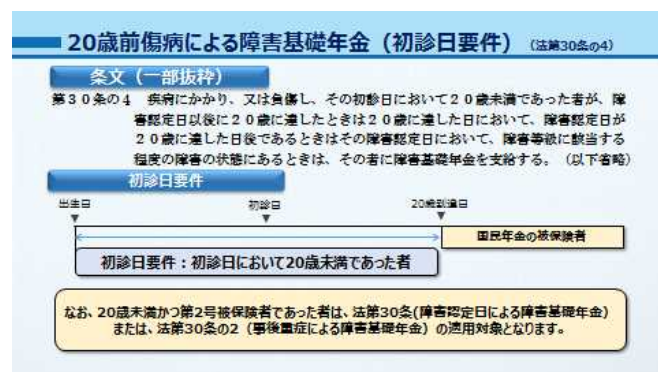
【20歳前傷病による障害基礎年金】

次は、20歳前傷病による障害基礎年金を見てみましょう。

ここまで見てきた障害認定日による障害基礎年金および事後重症による障害基礎年金は、保険料の納付が給付を受けるための要件となることから、拠出制の年金給付と呼ぶ場合があります。

一方、20歳未満の者は、会社などに勤めた上で被用者年金制度に加入しない限り、国民年金の被保険者となることはありません。したがって、保険料を納付したくても納付することができません。

20歳前傷病による障害基礎年金は、国民年金の被保険者資格を取得する20歳未満の者にも国民年金制度の保障を受けることができるよう設けられた無拠出制の年金給付です。



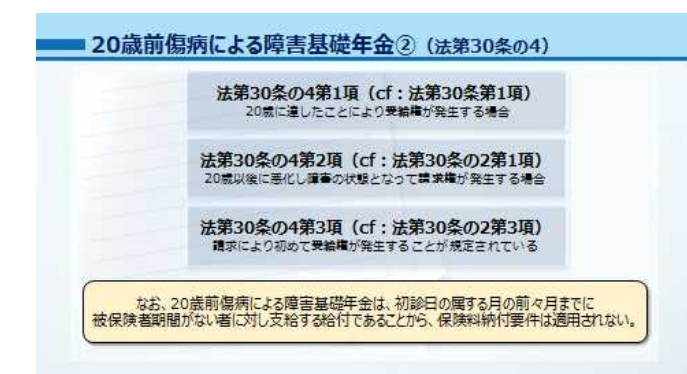
【20歳前傷病による障害基礎年金（初診日要件）】

最初に「初診日要件」について、どのように規定されているか見てみましょう。

法第30条の4では『初診日において20歳未満であった者』とされています。

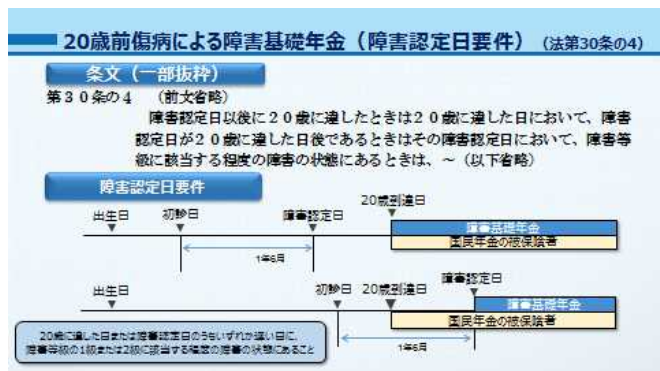
なお、20歳未満かつ第2号被保険者であった者は、法第30条（障害認定日による障害基礎年金）または法第30条の2（事後重症による障害基礎年金）の適用対象となります。

したがって、例えば、初診日において20歳未満であった厚生年金保険の被保険者が法第30条の支給要件を満たしている場合には、障害認定日による障害基礎年金が支給されます。この場合、障害厚生年金も請求することができるため、市区町村ではなく年金事務所で請求手続きを行います。



20歳前傷病による障害基礎年金にかかる支給要件は、法第30条の4に規定されています。

第1項には20歳前の傷病により障害の状態であった者が20歳に達したことにより受給権が発生する場合、第2項には20歳前に発した傷病が20歳以後に悪化し障害の状態となって請求権が発生する場合がそれぞれ規定されています。第3項には、第2項の障害基礎年金について、請求により初めて受給権が発生することが規定されています。

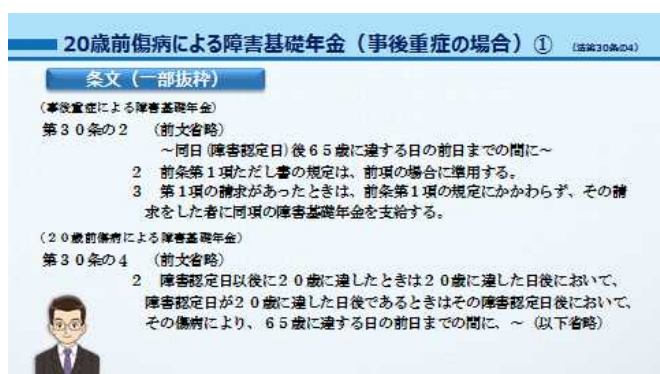


【20歳前傷病による障害基礎年金（障害認定日要件）】

次に障害認定日要件について、法第30条第1項と法第30条の4第1項の違いを見ていきましょう。

法第30条第1項において『障害認定日において』とされている箇所が、法第30条の4第1項では『障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日において』とされており、「20歳に達した日」と「障害認定日」の前後関係が書き分けられています。

つまり、「20歳に達した日」または「障害認定日」のうちいずれか遅い日に、障害等級の1級または2級に該当する程度の障害の状態にある場合には、20歳前傷病による障害基礎年金が支給されます。

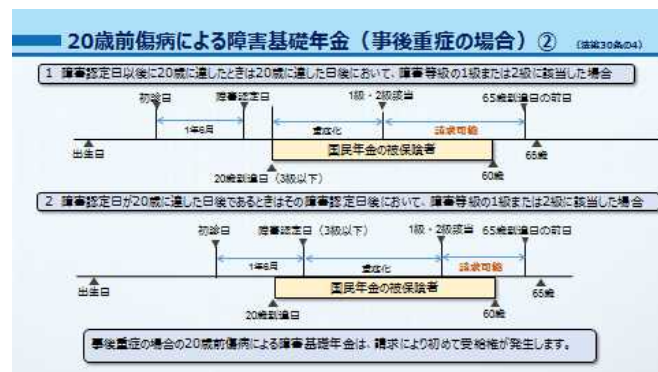


【20歳前傷病による障害基礎年金（事後重症の場合）】

事後重症による場合は、法第30条の4第2項に規定されています。ここでは、法第30条の2との違いを意識しながら条文を読んでみましょう。

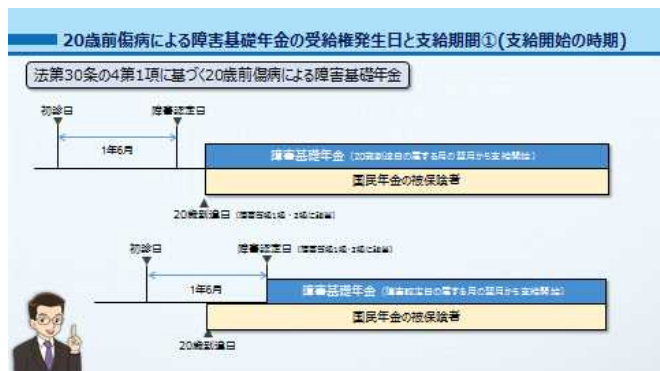
まず、法第30条の2第1項では『同日（障害認定日）後65歳に達する日の前日までの間に』とされている箇所が、法第30条の4第2項では『障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日後にお

いて、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、その傷病により、65歳に達する日の前日までの間に』とされており、法第30条の4第1項と同様に「20歳に達した日」と「障害認定日」の前後関係が書き分けられています。



つまり、「障害認定日」または「20歳に達した日」のうちいずれか遅い日に、障害の状態でなかった場合でも、その後、障害の程度が重くなり、65歳に達する日の前日までの間に障害等級の1級または2級に該当したときは、20歳前傷病による障害基礎年金の支給を請求することができます。

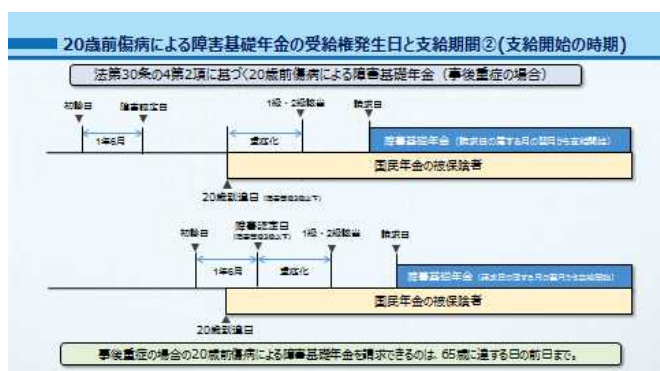
さらに、法第30条の4第3項では『第30条の2第3項の規定は、前項の場合に準用する。』とされていることから、事後重症による障害基礎年金（法第30条の2）と同様に、請求により初めて受給権が発生することになります。



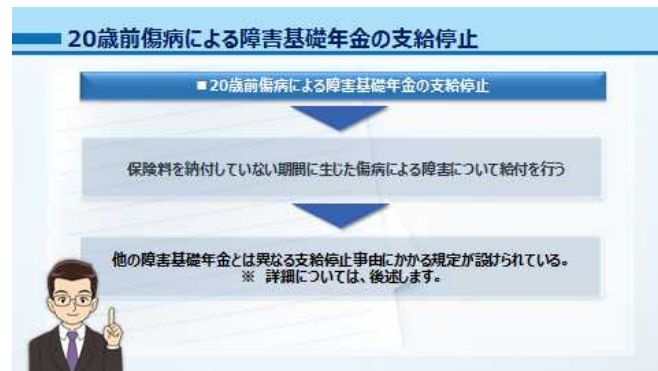
【20歳前傷病による障害基礎年金の受給権発生日と支給期間（支給開始の時期）】

法第30条の4第1項に基づく20歳前傷病による障害基礎年金については、20歳に達した日または障害認定日のうちいずれか遅い日が受給権発生日となります。

したがって、法第18条第1項の規定に基づき、20歳に達した日または障害認定日の属する月の翌月から、支給が開始されます。



また、法第30条の4第2項に基づく（事後重症の場合の）20歳前傷病による障害基礎年金は、請求により初めて受給権が発生することから、請求があった日の属する月の翌月分から支給が開始されます。ただし、事後重症の場合の20歳前傷病による障害基礎年金を請求できるのは、65歳に達する日の前日までとなります。



【20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止】

20歳前傷病による障害基礎年金は、保険料を納付していない期間に生じた傷病による障害について給付を行うことから、他の障害基礎年金とは異なる支給停止事由にかかる規定が設けられています。詳細については、この後の講義で説明します。

確認問題

問題 1 傷病の初診日において 20 歳未満であった者に対して支給される障害基礎年金は、法第 30 条の 4（20 歳前傷病による障害基礎年金）の規定に基づくものに限られる。

解答 ✖ （法第 30 条、第 30 条の 4）

初診日において 20 歳未満であっても、国民年金の第 2 号被保険者であるときは、法第 30 条による障害基礎年金が支給されることがあります。したがって法第 30 条の 4 の規定に基づくものに限られているわけではありません。

問題 2 初診日において被保険者でない者について、障害認定日が 20 歳前である場合は、その者が 20 歳に達したときに障害等級に該当する程度の障害の状態にあれば障害基礎年金の支給権が発生する。

解答 ○ （法第 30 条の 4）



次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題 1 です。

傷病の初診日において 20 歳未満であった者に対して支給される障害基礎年金は、法第 30 条の 4（20 歳前傷病による障害基礎年金）の規定に基づくものに限られる。

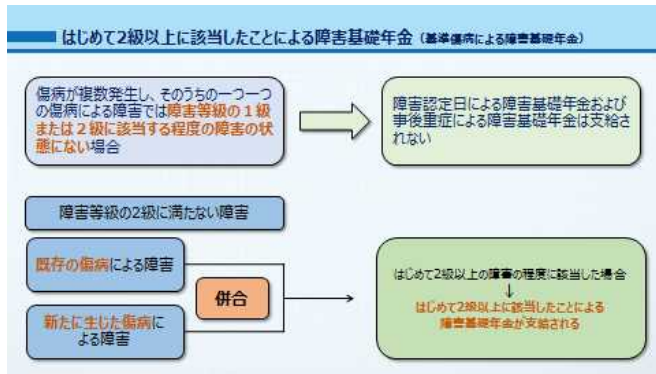
正解はバツです。

初診日において 20 歳未満であっても、国民年金の第 2 号被保険者であるときは、法第 30 条による障害基礎年金が支給されることがあります。したがって法第 30 条の 4 の規定に基づくものに限られているわけではありません。

問題 2 です。

初診日において被保険者でない者について、障害認定日が 20 歳前にある場合は、その者が 20 歳に達したときに障害等級に該当する程度の障害の状態にあれば障害基礎年金の支給権が発生する。

正解はマルです。



【はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金（基準傷病による障害基礎年金）】

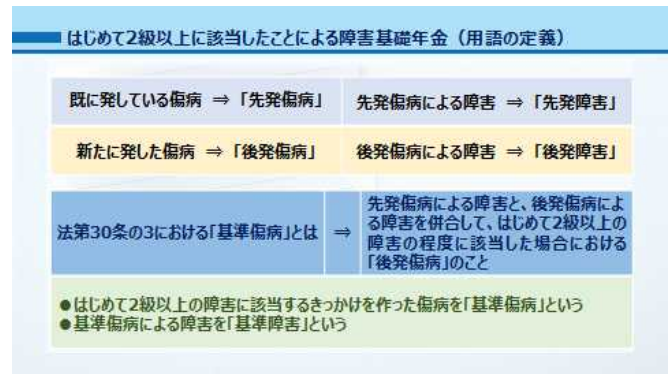
ここでは、はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金を見ていきましょう。

ここまで学習してきた障害認定日および事後重症による障害基礎年金は、ある一つの傷病によって一定の障害の状態となった場合に支給される年金です。

したがって、傷病が複数発生し、そのうちの一つの傷病による障害では障害等級の１級または２級に該当する程度の障害の状態にない場合には、これらの（障害認定日および事後重症による）障害基礎年金は支給されません。

しかし、単独の障害では障害等級の２級に満たなくても、既存の傷病による障害と、新たに生じた傷病による障害を併合して、はじめて２級以上の障害の程度に該当する場合があります。

このような場合に支給される障害基礎年金を「はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金」といいます。



【はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金（用語の定義）】

「はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金」の支給要件は法第30条の3に規定されています。

最初に用語の定義を見ていきましょう。

複数の傷病を取り扱う場合には、実務上は、初診日の時期の前後関係を捉えて、既に発している傷病を「先発傷病」、新たに発した傷病を「後発傷病」といいます。

同様に、先発傷病による障害を「先発障害」、後発傷病による障害を「後発障害」といいます。

法第30条の3における「基準傷病」とは、先発傷病による障害と、後発傷病による障害を併合して、はじめて２級以上の障害の程度に該当した場合における後発傷病のことをいいます。つまり、はじめて２級以上の障害に該当するきっかけを作った傷病を指して、基準傷病といいます。

また、基準傷病による障害を「基準障害」といいます。

このため、「はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金」は、「基準傷病による障害基礎年金」または「基準障害による障害基礎年金」と呼ばれることもあります。

はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金（支給要件）

法第30条の3の支給要件

①	基準傷病（後発傷病）の初診日に初診日要件を満たしていること
②	基準傷病（後発傷病）の初診日の前日に保険料納付要件を満たしていること
③	基準傷病以外の傷病（先発傷病）により、障害等級の２級に満たない程度の障害の状態にあること
④	基準傷病（後発傷病）の障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、基準障害（後発障害）と他の障害（先発障害）を併合して、はじめて障害等級の２級以上に該当したこと

支給要件を見る上での注意点

- ・基準傷病以外の傷病（先発傷病）が複数ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病の初診日以降に、基準傷病（後発傷病）の初診日があること
- ・初診日要件と保険料納付要件は、基準傷病についてのみ問われること

【はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金（支給要件）】

法第30条および法第30条の2との違いを意識しながら法第30条の3の支給要件を見てみましょう。

支給要件は4つあり、すべての要件を満たした場合に障害基礎年金が支給されます。

1つ目は、基準傷病（後発傷病）の初診日につき、初診日要件を満たしていることです。

2つ目は、基準傷病（後発傷病）の初診日の前日において、保険料納付要件を満たしていることです。

3つ目は、基準傷病以外の傷病（先発傷病）により、障害等級の２級に満たない程度の障害の状態にあることです。

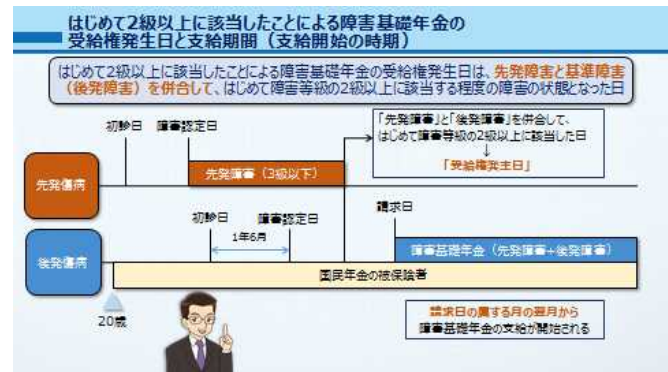
4つ目は、基準傷病（後発傷病）の障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、基準障害（後発障害）と他の障害（先発障害）を併合して、はじめて障害等級の２級以上に該当したことです。

支給要件を見る上で注意すべきことを説明します。

まず、基準傷病以外の傷病（先発傷病）が複数ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病の初診日以降に、基準傷病（後発傷病）の初診日があることです。つまり、基準傷病の初診日が最後にあることです。

次に、初診日要件および保険料納付要件を満たしているかどうかは、基準傷病（後発傷病）についてのみ見ることです。基準傷病以外の傷病（先発傷病）について、これらの要件は見ません。

最後に、基準傷病以外の傷病（先発傷病）について、過去に一度でも障害等級の１級または２級に該当する程度の障害の状態にあった場合には、「はじめて２級以上」には該当しません。障害認定日または事後重症による障害基礎年金の支給要件に当てはめることになります。



【はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金の受給権発生日と支給期間（支給開始の時期）】

はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金の受給権発生日は、先発障害と基準障害（後発障害）を併合して、障害等級がはじめて２級以上に該当する程度の障害の状態となった日です。

支給開始時期について、法第30条の3第3項では『第18条第1項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の請求があった月の翌月から始めるものとする』とされており、「請求があった日の属する月の翌月」から支給が開始されます。つまり、通則規定である法第18条第1項の『支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月』とは異なることに注意しましょう。

事後重症による障害基礎年金と はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金（請求の時期）

事後重症による障害基礎年金 (法第30条の2)	請求そのものが 支給要件	受給権発生日は請求日 ↓ 65歳に達する日の前日まで に請求しなければならない
はじめて2級以上に該当 したことによる障害基礎年金 (法第30条の3)	65歳に達する日の前日までに障害等級の2級 以上に該当する程度の障害の状態となっていれば、 65歳以後であっても請求を行うことができる	



【事後重症による障害基礎年金とはじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金（請求の時期）】

法第30条の2に基づく「事後重症による障害基礎年金」は、請求そのものが支給要件となっており、受給権発生日は請求日となることから、65歳に達する日の前日までに請求しなければなりません。

一方、法第30条の3に基づく「はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金」は、65歳に達する日の前日までに障害等級の２級以上に該当する程度の障害の状態となっていれば、65歳以後であっても請求を行うことができます。

確認問題

問題1 はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金は、先発傷病および後発傷病のいずれも、初診日の前日において、一定の保険料納付要件を満たしていなければならない。

解答 (法第30条の3第2項)
後発傷病（基準傷病）の初診日の前日において、一定の保険料納付要件を満たしていることを要します。

問題2 はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金は、所定の要件に該当すれば受給権は発生するため、その障害基礎年金の請求は65歳に達した日以後でも行うことができるが、支給はその障害基礎年金の受給権が発生した月の翌月から開始される。

解答 (法第30条の3)
はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金の支給は、その障害基礎年金の「請求があった月の翌月」から開始されます。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金は、先発傷病および後発傷病のいずれも、初診日の前日において、一定の保険料納付要件を満たしていなければならない。

正解はバツです。

後発傷病（基準傷病）の初診日の前日において、一定の保険料納付要件を満たしていることを要します。

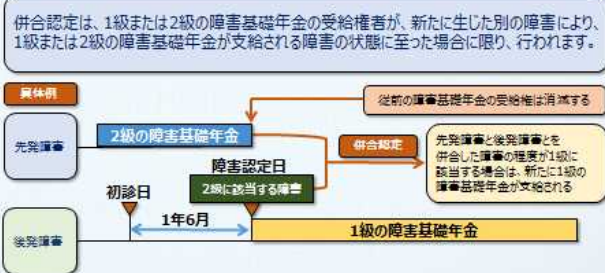
問題2です。

はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金は、所定の要件に該当すれば受給権は発生するため、その障害基礎年金の請求は65歳に達した日以後でも行うことができるが、支給はその障害基礎年金の受給権が発生した月の翌月から開始される。

正解はバツです。

はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金の支給は、その障害基礎年金の「請求があった月の翌月」から開始されます。

併合認定（法第31条、第32条）



【併合認定】

今回の講義では、「併合認定」と「併合改定」について説明をします。まず、併合認定から見ていきましょう。併合認定については、法第31条と法第32条に規定されています。

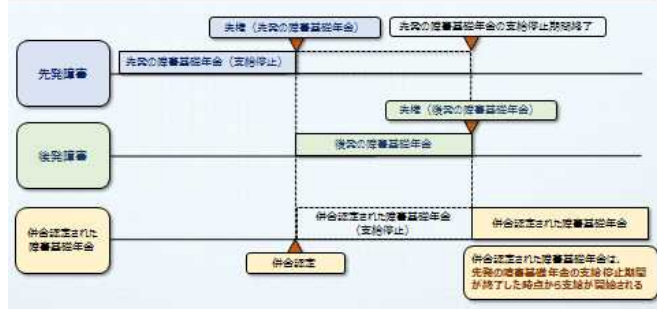
障害基礎年金の受給権者に対して、新たに別の障害が発生し、その後発の障害が障害等級の2級以上に該当する場合は、後発障害の障害認定日に、先発障害と後発障害とを併合した障害の程度によって障害等級が定められ、新たな障害基礎年金が支給されます。

例えば、2級の障害基礎年金の受給権者に、新たに2級に該当する後発障害が発生し、先発障害と後発障害とを併合した障害の程度が1級に該当する場合は、新たに1級の障害基礎年金が支給されます。

このように、併合認定は、1級または2級の障害基礎年金の受給権者が新たに生じた別の障害により、1級または2級の障害基礎年金が支給される障害の状態に至った場合に限り行われます。

なお、併合認定が行われた場合は、従前の障害基礎年金の受給権は消滅します。

先発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定（法第32条第1項）



【先発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定】

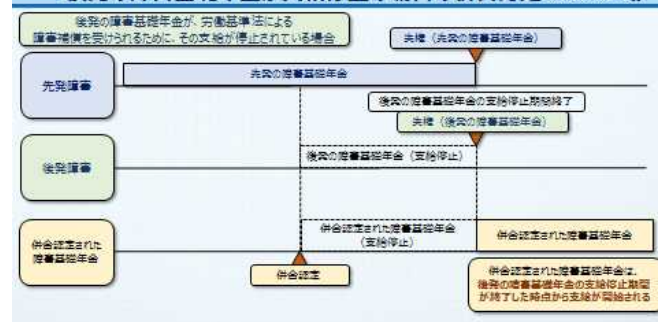
続いて、先発の障害基礎年金が支給停止の場合の

併合認定を見てみましょう。

先発の障害基礎年金の支給が停止されている期間は、併合認定された障害基礎年金は支給されず、後発の障害に基づく障害基礎年金が支給されます。この場合、併合認定された障害基礎年金は、先発の障害基礎年金の支給停止期間が終了した時点から支給が開始されます。

なお、先発の障害基礎年金は、後発の障害と併合認定が行われた時点で失権し、後発の障害基礎年金は、先発の障害基礎年金の支給停止期間が終了した時点で失権します。

後発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定（法第32条第2項）



【後発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定】

次は、後発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定です。

後発の障害基礎年金が、労働基準法による障害補償を受けられるために、その支給が停止されている期間は、併合認定された障害基礎年金は支給されず、先発の障害に基づく障害基礎年金が支給されます。この場合、併合認定された障害基礎年金は、後発の障害基礎年金の支給停止期間が終了した時点から支給が開始されます。

なお、先発、後発の障害基礎年金とも、後発の障害基礎年金の支給停止期間が終了した時点で失権します。

旧法の障害給付との併給調整の特例（併合認定）

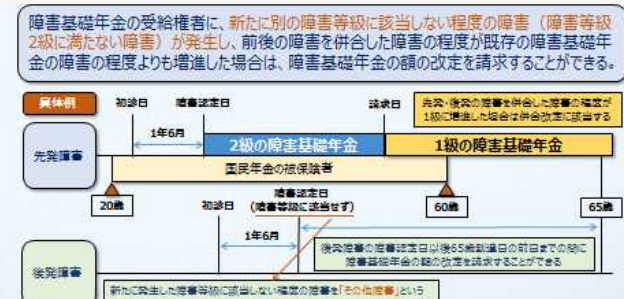


【旧法の障害給付との併給調整の特例（併合認定）】

旧国民年金法の障害年金の受給権者、または旧被用者年金各法の障害年金（障害の程度が１級または２級程度のもので、昭和３６年４月１日以後に受給権が発生したものに限る）の受給権者に、障害基礎年金の受給権が発生した場合にも、併合認定が行われます。

このような場合は、旧法の障害年金の受給権は消滅せず、受給権者は「併合認定されない旧法の障害年金」または「併合認定された障害基礎年金」のいずれか一方を選択することになります。

併合改定（法第34条第4項、第5項）



【併合改定】

障害基礎年金の受給権者に、新たに別の障害等級に該当しない程度の障害（障害等級２級に満たない障害）が発生し、前後（先発・後発）の障害を併合した障害の程度が既存の障害基礎年金の障害の程度よりも増進した場合は、障害基礎年金の額の改定を請求することができます。

例えば、障害等級２級の障害基礎年金の受給権者に、新たに障害等級に該当しない程度の障害が発生して、前後の障害を併合した障害の程度が１級に増進した場合は併合改定に該当します。

また、ここでは、新たに発生した障害等級に該当しない程度の障害を「その他障害」といいます。

併合改定の要件（法第34条第4項、第5項）

併合改定の要件	
1	障害基礎年金の受給権者であること
2	新たに障害等級に該当しない程度のその他障害が発生したこと
3	その他障害にかかる傷病の初診日は、障害基礎年金の支給事由となった障害にかかる傷病の初診日より後であること
4	その他障害につき、法第30条第1項に規定する初診日要件、その前日に保険料納付要件をそれぞれ満たしていること
5	その他障害の障害認定日以後、65歳に達する日の前日までの間に、障害基礎年金の支給事由となった障害とその他障害とを併合した障害の程度が、障害基礎年金の支給事由となった障害の程度より増進したこと

上記5つの要件をすべて満たしている場合は、65歳に達する日の前日までに障害基礎年金の額の改定を請求することができ、請求日の属する月の翌月から年金額が改定される

【併合改定の要件】

では、もう少し詳しく併合改定の要件を見てみましょう。併合改定には５つの要件があり、すべての要件を満たす必要があります。

１つ目は、「障害基礎年金の受給権者であること」です。２つ目は、「新たに障害等級に該当しない程度のその他障害が発生したこと」です。３つ目は、「その他障害にかかる傷病の初診日は、障害基礎年金の支給事由となった障害にかかる傷病の初診日より後であること」です。４つ目は、「その他障害につき、法第３０条第１項に規定する初診日要件、その前日に保険料納付要件をそれぞれ満たしていること」です。５つ目は、「その他障害の障害認定日以後、６５歳に達する日の前日までの間に、障害基礎年金の支給事由となった障害とその他障害とを併合した障害の程度が、障害基礎年金の支給事由となった障害の程度より増進したこと」です。

これら５つの要件をすべて満たしている場合は、６５歳に達する日の前日までに障害基礎年金の額の改定を請求することができ、請求日の属する月の翌月から年金額が改定されます。

なお、２つ以上の障害を併合して、はじめて障害等級の２級以上に該当した場合は、法第３０条の３の規定に基づく、はじめて２級以上に該当したことによる障害基礎年金が支給されます。

併合認定と併合改定の違いについて

併合認定 (法第31条、第32条)	併合改定 (法第34条第4項、第5項)
障害基礎年金の受給権者に対して、さらに障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合に、受給権を一本化するために行われる	障害基礎年金の受給権者に対して、さらに障害等級に該当しない程度のその他障害が発生し、前後の障害を併合した障害の程度が既存の障害の程度よりも増進した場合に、請求により年金額の改定が行われる
従前の障害基礎年金の受給権は消滅し、新たな障害基礎年金の受給権が発生する	従前の障害基礎年金の受給権は存続し、障害等級の変更に伴い、年金額が改定される

【併合認定と併合改定の違いについて】

最後に、「併合認定」と「併合改定」の違いを見てみましょう。

「併合認定」は、障害基礎年金の受給権者に対して、さらに障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合に、受給権を一本化するために行われます。したがって、併合認定に該当した場合は、従前の障害基礎年金の受給権は消滅し、新たな障害基礎年金の受給権が発生します。

一方、「併合改定」は、障害基礎年金の受給権者に対して、さらに障害等級に該当しない程度のその他障害が発生し、前後の障害を併合した障害の程度が既存の障害の程度よりも増進した場合に、請求により年金額の改定が行われます。したがって、併合改定に該当した場合は、従前の障害基礎年金の受給権は存続し、障害等級の変更に伴い、年金額が改定されます。

確認問題

問題1 障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給し、併合した障害の程度にかかわらず、従前の障害基礎年金の受給権は消滅する。

解答 ○ (法第31条)

問題2 障害基礎年金の受給権者に、新たに障害等級に該当しない程度の障害が発生し、前後の障害を併合した障害の程度が既存の障害基礎年金の障害の程度よりも増進した場合は、いつでも障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

解答 ✕ (法第34条第4項)

併合改定の請求は、65歳に達する日の前日までの間においてすることができます。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給し、併合した障害の程度にかかわらず、従前の障害基礎年金の受給権は消滅する。

正解はマルです。

問題2です。

障害基礎年金の受給権者に、新たに障害等級に該当しない程度の障害が発生し、前後の障害を併合した障害の程度が既存の障害基礎年金の障害の程度よりも増進した場合は、いつでも障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

正解はバツです。

併合改定の請求は、65歳に達する日の前日までの間においてすることができます。